# エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令 （平成十三年経済産業省令第百二十九号）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十三条第二項に規定する指定試験機関として次の者を指定する。

# 附　則

この省令は、平成十三年三月三十一日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月二九日経済産業省令第一八号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一九年九月一八日経済産業省令第六〇号）

この省令は、平成十九年九月十八日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一二月一日経済産業省令第八二号）

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

# 附　則（平成二五年一二月二七日経済産業省令第六六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二六年一〇月一五日経済産業省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成三〇年一一月三〇日経済産業省令第六九号）

この省令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。